

○飯山市営住宅条例

平成9年12月20日条例第27号

改正

平成10年12月28日条例第25号

平成11年9月24日条例第16号

平成12年3月27日条例第20号

平成12年12月22日条例第47号

平成16年3月23日条例第12号

平成17年9月30日条例第23号

平成19年3月28日条例第13号

平成19年6月28日条例第20号

平成20年9月29日条例第28号

平成21年3月25日条例第11号

平成21年12月28日条例第29号

平成22年6月28日条例第15号

平成23年3月23日条例第11号

平成24年3月23日条例第4号

平成25年3月25日条例第14号

平成26年3月26日条例第7号

平成26年6月27日条例第15号

飯山市営住宅条例

飯山市営住宅管理条例（昭和38年飯山市条例第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）及び公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。）、住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号。以下「改良法施行令」という。）及び改良住宅等管理要領（昭和54年建設省住整発第6号）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、市営住宅及び共同施設の設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市営住宅 公営住宅、市単独住宅及び改良住宅をいう。

(1)の2 公営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその付帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。

(2) 市単独住宅 前号のうち市が国の補助を受けずに建設又は取得して住民に賃貸する住宅及びその付帯施設をいう。

(3) 改良住宅 第1号のうち改良法に基づくものをいう。

(4) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第1条に規定する施設をいう。

(5) 収入 令第1条第3号に規定する収入をいう。

(6) 市営住宅監理員 法第33条の規定により市長が任命する者をいう。

(設置)

第3条 住宅に困窮する低額所得者に対して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を賃貸し、又は転貸するため、市営住宅及び共同施設を設置する。

(整備基準)

第3条の2 法第5条第1項及び第2項の条例で定める整備基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、市単独住宅については、この限りでない。

(1) 市営住宅及び共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。

(2) 市営住宅及び共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

(3) 市営住宅及び共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。

(名称及び位置)

第4条 市営住宅及び共同施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(公募の公示)

第5条 市長は、法第22条の規定により、市営住宅の入居者を公募するに当たっては、市営住宅の設置場所、戸数、規格、家賃、入居者の資格、申込方法、選考方法の概略、入居の時期、その他必要な事項を公告するほか、次の各号に掲げる方法のうち、2以上の方法によって周知するものとする。

- (1) 市報
- (2) 市民回覧
- (3) 行政防災無線放送

(公募の例外)

第6条 市長は、法第22条第1項及び令第5条の規定に該当する者に対して公営住宅又は市単独住宅に入居させるとき及び改良法第18条の規定に基づき改良住宅に入居させるときは、前条の規定にかかわらず、公募を行わないで入居させることができる。

(入居者の資格)

第7条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第30条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあつては第3号及び第5号）の条件を具備する者でなければならない。ただし、市単独住宅については、特に市長が認める事由があるときは、この限りでない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。）にあつてはこの限りでない。

ア 60歳以上の者

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

ウ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当する者

- (ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号に規定する一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条に規定する保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- (イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- エ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、次に掲げる程度であるもの
  - (ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
  - (イ) 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
  - (ウ) 知的障害 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定に基づく療育手帳の交付の決定を受けたもの及びこれに準ずるもの
- オ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
- カ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けている者
- キ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- ク ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ケ その他居住の安定を図る必要があると市長が特に認めた者
- (2) その者の収入が次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる金額を超えないこと。
  - ア 入居者又は同居者に障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、次に掲げる程度であるものがある場合 214,000円
    - (ア) 身体障害 前号エ(ア)に規定する程度
    - (イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
    - (ウ) 知的障害 前号エ(ウ)に規定する程度
  - イ 入居者又は同居者に前号オからクまでに該当する者がある場合 214,000円

ウ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満である場合 214,000円

エ 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合 214,000円

オ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

カ アからオまでに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) 国税又は地方税を滞納していないこと。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(6) 改良住宅については、収入が改良法施行令第12条に掲げる金額を超えないこと。

（申込み及び決定）

第8条 前条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

（入居者の選考）

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号の一に該当する者のうちから行う。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2) 他の者と居住して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

(4) 正当な理由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（事故

の責に帰すべき理由に基づく場合は除く。)

(5) 住宅がないために、勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 市長は、前項各号の一に該当する入居申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を著しく超える場合においては、公開抽選によって入居申込者を抽出する。

3 市長は、前項の規定によって抽出した者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い者から入居者を決定する。

4 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(入居補欠者)

第10条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居を許可された者（以下この条及び次条において「入居許可者」という。）のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居許可者が指定期日以内に市営住宅に入居しないとき、又は入居者が市営住宅を立退いたときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、入居者を決定しなければならない。

3 第1項に規定する入居補欠者の決定は、次回の入居者公募に係る入居補欠者の決定によってその効力を失うものとする。

(入居の手続)

第11条 市営住宅の入居許可者は、許可のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をして入居しなければならない。

(1) 市長が適当と認める連帯保証人（独立の生計を営み、かつ、入居許可者と同程度以上の収入を有する者をいう。以下この号において「連帯保証人」という。）が連署する請書を提出すること。ただし、特別の事情があると市長が認める入居許可者に対しては、連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

(2) 第19条第1項に規定する敷金を納付すること。

(3) 入居者と同居する者の氏名、年令及び職業を届け出ること。

2 市営住宅の入居許可者が、やむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、前項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。

3 市長は、市営住宅の入居許可者が、第1項又は前項に規定する期間内に第1項に定める手続をしないときは、市営住宅入居の許可を取り消すことができる。

(同居の承認)

第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第10条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(入居の承継)

第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により同居していた者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(家賃の決定)

第14条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第30条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第37条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。

4 市単独住宅の家賃は、4万円を超えない範囲において市長が定めるものとする。

5 改良住宅の家賃は、改良法第29条第3項に規定する方法により算出した額の範囲内で、市長が別に定めるものとする。

(収入の申告等)

第15条 入居者（改良住宅入居者を除く。）は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

2 前項に規定する収入の申告は公営住宅法施行規則第8条に規定するものとする。

3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 入居者は、前項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。

第16条 削除

(家賃の減免又は徴収猶予)

第17条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。

(2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。

(3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第18条 入居者は、第11条の規定による市長が入居を許可した日から市営住宅を明け渡した日（第38条の規定による手続きを経ないで退去したときは、市長が認定する明渡しの日。以下同じ。）まで、家賃を納めなければならない。

2 家賃は、毎月、その月の分をその末日までに納付しなければならない。ただし、月の途中で入居し、又は明け渡した場合においては、当該月の家賃は日割計算によって算出し、その納付期日は、月の途中で入居したものにあっては、その月の末日までとし、月の途中で明け渡した場合にあっては、その日までとする。

(敷金)

第19条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

2 市長は、第17条の各号の一に掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の

猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 敷金には利子をつけない。

## 第20条 削除

(修繕費用の負担)

第21条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。

(入居者の修繕義務)

第22条 入居者は、法第21条ただし書の規定によるその責めに帰すべき理由によって同条本文に規定する市営住宅の家屋の施設等又は共同施設を修繕する必要があるときは、市長の選択に従い、これを修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第23条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設又は給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用
- (4) その他法第21条本文の規定による市が負担すべき費用を除いた費用

(入居者の保管義務)

第24条 入居者は、市営住宅又は共同施設の入居について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、その責めに帰すべき理由によってその市営住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(迷惑行為の禁止)

第25条 入居者は、周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(届出義務)

第26条 入居者が、その市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をして、承認を得なければならない。

(入居者の禁止事項)

第27条 入居者は、市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第28条 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、その市営住宅の一部を住宅以外の用途に使用することができる。

第29条 入居者は、市営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第1項の承認を得ずに市営住宅を模様替し、又は増築したときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第30条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者（改良住宅入居者を除く。）の収入の額が第7条第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 市長は、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 入居者は、前2項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合においては、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。

(明渡し努力義務)

第31条 収入超過者は、その市営住宅を明け渡すよう努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第32条 第30条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 市長は公営住宅入居者の前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 市長は、改良住宅入居者の第1項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、改良法施行令第13条の2の規定により得た額を割増家賃として徴収するものとする。

4 第17条及び第18条の規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡請求)

第33条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号の一に掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第34条 第30条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は第14条第1項及び第32条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明け渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金額を徴収することができる。

3 第17条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第18条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(住宅のあっせん等)

第35条 市長は、収入超過者に対して当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において市営住宅の入居者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

(期間通算)

第36条 市長が第41条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第30条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第37条 市長は、第14条第1項、第32条第1項若しくは第34条第1項の規定による家賃の決定、第17条（第32条第3項又は第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明渡しの請求、第35条の規定によるあっせん等又は第41条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(住宅の検査)

第38条 入居者は、その市営住宅を明け渡そうとするときは、10日前までに市長に届け出て住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者が第29条第1項の規定により市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査のときまでに入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡請求)

第39条 市長は、入居者が次の各号の一に該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2) 家賃を3月以上滞納したとき。

(3) 当該市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

(4) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

(5) 第25条から第29条までの規定に違反したとき。

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡

さなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(建替事業による明渡請求等)

第40条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする市営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 前項の規定は、第34条第2項の規定を準用する。この場合において、第34条第2項中「前条第1項」とあるのは「第40条第2項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第41条 市営住宅建替事業の施行により除却すべき市営住宅の除却前の最終の入居者が、法第40条第1項の規定により、当該建替事業により新たに整備される市営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第42条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第43条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(共同施設の使用許可等)

第44条 入居者は、共同施設（集会所及び駐車場に限る。）を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により駐車場の使用の許可を受けた者は、使用料を納めなければならない。
- 3 前項の使用料の額は、近傍同種の駐車場の使用料の額以下で、市長が定める。
- 4 第17条の規定は、第2項の使用料について準用する。

(住宅監理員及び管理人)

第45条 市長は、法第33条第1項の規定により、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、市職員のうちから住宅監理員を任命する。

- 2 市長は、住宅監理員の職務を補助させるため、住宅管理人を置くことができる。
- 3 住宅管理人は、住宅監理員の指揮を受けて住宅管理に関する事務の一部を行う。
- 4 前各項に規定するもののほか、住宅監理員及び住宅管理人に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(立入検査)

第46条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に入居している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめその市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査にあたる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第47条 市長は、入居者が詐欺その他不正行為により家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(補則)

第48条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、改正前の飯山市営住宅管理条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく市営住宅は、改正後の飯山市営住宅管理条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による市営住宅とみなす。
- 3 改正後の条例施行の際、改正前の条例の規定に基づいて市営住宅の使用を許可されている者は、改正後の条例の規定により市営住宅の入居を許可された者とみなす。
- 4 改正後の条例施行の際、改正前の条例の規定に基づき定められている使用料は、改正後の条例の規定により定められた家賃とみなす。
- 5 改正後の条例施行の際、現に市営住宅に入居している者から改正前の条例の規定に基づき徴収した保証金は、改正後の条例に基づき納められた敷金とみなす。
- 6 改正前の規定に基づいて設置された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、改正後の条例第3条、第7条、第12条から第20条まで、第25条、第27条、第29条から第37条まで及び第39条から第44条までの規定は適用せず、改正前の条例第3条、第5条、第10条から第14条まで、第19条、第21条から第25条まで及び第27条から第27条の4までの規定は、なおその効力を有する。
- 7 改正後の条例第14条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続きその他の行為は、前項の規定にかかわらず、平成10年3月31日以前においても、改正後の条例の例によりすることができる。
- 8 平成10年4月1日において現に附則第6項の市営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る改正後の条例第14条第1項本文の規定による家賃の額（改正後の条例第17条の規定により減額された場合にあつては、その減額後の額。以下この項において同じ。）が改正前の条例第10条の規定による使用料の額（改正前の条例第12条の規定により減額された場合にあつては、その減額後の額。以下この項において同じ。）を超える場合にあつては改正後の条例第14条第1項本文の規定による家賃の額から改正前の条例第10条の規定による使用料の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定

める負担調整率を乗じて得た額に、改正前の条例第10条の規定による使用料の額を加えて得た額とし、その者に係る改正後の条例第32条又は第34条第1項の規定による家賃の額（改正後の条例第17条の規定により減額された場合にあつては、その減額後の額。以下この項において同じ。）が改正前の条例第10条の規定による使用料の額に改正前の条例第24条第2項の規定による付加使用料の額（同条第3項の規定により準用する改正前の条例第12条の規定により減額された場合にあつては、その減額後の額。以下この項において同じ。）を加えて得た額を超える場合にあつては改正後の条例第32条又は第34条第1項の規定による家賃の額から改正前の条例第10条の規定による家賃の額及び改正前の条例第24条第2項の規定による付加使用料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、改正前の条例第10条の規定による家賃の額及び改正前の条例第24条第2項の規定による付加使用料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

- 9 当分の間、市営住宅に係る第7条の規定の適用については、当該市営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても同条第1号の条件を具備する者とみなす。
- 10 公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）による改正後の政令（以下「新令」という。）第2条の規定は、平成21年度以降の年度の市営住宅（第2条第3号に規定する改良住宅を除く。以下同じ。）の毎月の家賃の算出について適用し、平成20年度の市営住宅の毎月の家賃の算出については、なお従前の例による。
- 11 平成21年4月1日において現に市営住宅に入居している者で新令第2条の規定により算出した市営住宅の毎月の家賃の額（以下この項において「新家賃額」という。）が同日前の最終の市営住宅の毎月の家賃の額（以下この項において「旧家賃額」という。）を超えるものの次の表の左欄に掲げる年度の市営住宅の毎月の家賃は、新令第2条の規定にかかわらず、新家賃額から旧家賃額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た額に、旧家賃額を加えて得た額とする。

平成21年度	0.2
平成22年度	0.4
平成23年度	0.6
平成24年度	0.8

12 平成21年4月1日前に市営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申請をした者に係る第7条第2号に定める金額については、新令第6条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。第6条に規定する事由がある場合において同日前に市営住宅の入居の申請がされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該市営住宅の入居の申請をした者に係る第7条第2号に定める金額についても、同様とする。

13 次に掲げる者に係る第30条第1項及び第2項に規定する収入の額及び第32条第2項に規定する家賃については、平成26年3月31日までの間は、新令第8条及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 平成21年4月1日において現に市営住宅に入居している者

(2) 平成21年4月1日前に第41条の規定による入居の申請又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止の場合における入居の申請がされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該申請をした者

附 則（平成10年12月28日条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（飯山市小集落改良住宅管理条例の廃止）

2 飯山市小集落改良住宅管理条例（昭和53年飯山市条例第8号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例による改正後の飯山市営住宅管理条例（以下「改正後の条例」という。）施行の際、第2項の規定による廃止前の飯山市小集落改良住宅管理条例（以下「廃止前の改良住宅条例」という。）の規定に基づく改良住宅は、改正後の条例の規定による改良住宅とみなす。

4 改正後の条例施行の際、廃止前の改良住宅条例の規定に基づいて改良住宅の使用を許可されている者は、改正後の条例の規定により改良住宅の入居を許可された者とみなす。

5 改正後の条例施行の際、廃止前の改良住宅条例の規定に基づき定められている使用料は、改正後の条例の規定により定められた家賃とみなす。

6 改正後の条例施行の際、現に改良住宅に入居している者から廃止前の改良住宅条例の規定に基づき徴収した保証金は、改正後の条例に基づき納められた敷金とみなす。

附 則（平成11年9月24日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（住宅監理員の任命に係る経過措置）

2 この条例の施行の際現に任命されている住宅監理員にあっては、この条例第22条の規定による改正後の飯山市営住宅条例の規定に基づいて任命された者とみなす。

（飯山市水道料金等審議会条例の一部改正）

3 飯山市水道料金等審議会条例（昭和54年飯山市条例第36号）の一部を次のように改正する。  
第2条第3号を次のように改める。

（3）飯山市営住宅条例（平成9年飯山市条例第27号）第14条に規定する家賃

附 則（平成12年12月22日条例第47号）

この条例中別表の改正規定は、平成13年1月1日から、第7条の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成16年3月23日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の飯山市営住宅条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第1号及び第2号に規定する市営住宅及び単独市営住宅は、それぞれこの条例による改正後の飯山市営住宅条例（以下「改正後の条例」）第2条第1号及び第1号の2に規定する公営住宅及び市単独住宅とみなす。

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定に基づき市営住宅又は単独市営住宅の使用を許可されている者は、改正後の条例の規定により公営住宅又は市単独住宅の使用を許可されたもの

とみなす。

附 則（平成17年 9 月30日条例第23号）

この条例は、平成17年12月 1 日から施行する。ただし、別表の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月28日条例第13号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 6 月28日条例第20号）

この条例は、平成19年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 9 月29日条例第28号）

この条例は、平成20年12月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月25日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（飯山市地域特別賃貸住宅条例の一部改正）

2 飯山市地域特別賃貸住宅条例（平成 5 年飯山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「第21条の 2 第 1 項」を「第28条第 1 項」に、「第21条の 3 第 1 項」を「第29条第 1 項」に改める。

附 則（平成21年12月28日条例第29号）

この条例は、平成22年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 6 月28日条例第15号）

この条例は、平成22年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月23日条例第11号）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月23日条例第 4 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（飯山市営住宅条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の日、第 3 条の規定による改正前の飯山市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に入居している者は、この条例による改正後の飯山市営住宅条例の規定に基づき入居の資格を有する者とみなす。

附 則（平成25年 3 月25日条例第14号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条及び第44条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月26日条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第11条第 1 項第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後に市営住宅の入居を許可された者に係る入居の手続から適用し、同日前に入居を許可された者に係る入居の手続については、なお、従前の例による。

附 則（平成26年 6 月27日条例第15号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

（別表）（第 4 条関係）

1 公営住宅

名称	位置
曙町団地	大字飯山（曙町）
本町西団地	大字飯山（本町）
金山団地	大字静間（金山）
水上団地	大字飯山（水上）
福寿町団地	大字飯山（福寿町）
新町団地	南町（新町）
上新田住宅	大字木島（上新田）
堤下住宅	大字飯山（上倉）

2 市単独住宅

名称	位置
木島団地	大字木島（上新田）
本町団地	大字飯山（本町）

曙団地	大字飯山（曙町）
曙町厚生住宅	大字飯山（曙町）
弓町住宅	大字飯山（田町）
須多峰住宅	大字飯山（市ノ口）
曙町住宅	大字飯山（曙町）
田町住宅	大字飯山（田町）
金山住宅	大字静間（金山）
戸狩住宅	大字照里（戸狩）

### 3 改良住宅

名称	位置
中町北部住宅	大字静間（中町北部）

### 4 共同施設

名称	位置
曙町団地集会所	大字飯山（曙町）
金山団地集会所	大字静間（金山）
水上団地集会所	大字飯山（水上）
金山団地駐車場	大字静間（金山）

○飯山市営住宅条例施行規則

平成9年12月25日規則第29号

改正

平成12年3月27日規則第1号

平成12年12月22日規則第33号

平成16年3月23日規則第4号

平成17年9月30日規則第14号

平成19年3月28日規則第9号

平成19年6月28日規則第14号

平成21年12月28日規則第20号

平成24年3月26日規則第3号

平成25年3月25日規則第12号

飯山市営住宅条例施行規則

飯山市営住宅管理条例施行規則（昭和38年飯山市規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、飯山市営住宅条例（平成9年飯山市条例第27号。以下「条例」という。）第48条の規定により、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第1条の2 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（整備基準）

第1条の3 条例第3条の2第4号の規則で定める基準は、次条から第1条の15までに定めるところによる。

（位置の選定）

第1条の4 市営住宅及び共同施設の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。

（敷地の安全等）

第1条の5 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講ずるものとする。

る。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。

(住棟等の基準)

第1条の6 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置とするものとする。

(住宅の基準)

第1条の7 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講ずるものとする。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講ずるものとする。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講ずるものとする。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講ずるものとする。

(住戸の基準)

第1条の8 市営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けるものとする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講ずるものとする。

(住戸内の各部)

第1条の9 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講ずるものとする。

(共用部分)

第1条の10 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。

(附帯施設)

第1条の11 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けるものとする。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものとする。

(児童遊園)

第1条の12 児童遊園を整備する場合にあっては、当該児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとする。

(集会所)

第1条の13 集会所を整備する場合にあっては、当該集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとする。

(広場及び緑地)

第1条の14 広場及び緑地（以下この条において「広場等」という。）を整備する場合にあっては、当該広場等の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものとする。

(通路)

第1条の15 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものとする。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けるものとする。

(入居の申込み)

第2条 条例第8条に規定する市営住宅の入居の申込みは、市営住宅入居申込書（様式第1号）によるものとする。

(入居許可書の交付)

第3条 市長は、条例第8条の規定により入居者を決定したときは、市営住宅入居許可証（様式第2号）を交付する。

(入居手続の書類)

第4条 条例第11条第1項第1号に規定する請書は、市営住宅入居請書(様式第3号)によるものとする。

(収入申告書)

第5条 条例第15条第1項の規定による収入の申告は、市営住宅入居者収入申告書(様式第4号)によりしなければならない。

2 前項に規定する市営住宅入居者収入申告書を記載する場合において、前年中にあった一時的な所得(おおむね1年以内の期間ごとに継続的に得る所得でないもの)は除くものとする。

(意見の申出書)

第6条 条例第15条第4項の規定による意見の申出は、同条第3項の規定による通知を受けた日(当該通知を受けた日後に収入が減少した場合にあっては、当該収入が減少した日)から60日以内に、市営住宅収入認定に対する意見申出書(様式第5号)に公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第8条第2項に掲げる書類を添えてしなければならない。

(家賃等の減免又は徴収猶予)

第7条 条例第17条(条例第32条及び第34条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する規則で定める基準は、別表のとおりとする。

2 条例第17条の規定による家賃の減免若しくは徴収猶予又は条例第19条の規定による敷金の減免若しくは徴収猶予は、申請により行うものとする。

3 前項の規定による申請は、市営住宅家賃等(敷金)減免(徴収猶予)申請書(様式第6号)に減免又は徴収猶予を受けようとする理由を証する書類を添えてしなければならない。

(滅失又はき損の届出)

第8条 入居者は、条例第24条第2項の規定により、自己の責に帰すべき理由によって住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、市営住宅(共同施設)滅失(き損)届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(住宅を使用しない届出)

第9条 条例第26条に規定する住宅を使用しない届出は、市営住宅を使用しない届(様式第8号)によるものとする。

(用途変更等についての承認申請書)

第10条 条例第28条ただし書の規定により、市営住宅の用途変更の承認を受けようとする者は、市営住宅一部用途変更承認申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第29条ただし書の規定により、市営住宅の模様替又は増築の承認を受けようとする者は、市営住宅模様替（増築）承認申請書（様式第10号）に模様替又は増築に係る設計図及び配置図を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 条例第12条の規定により市営住宅の入居の際に同居した親族以外の者の同居の承認を受けようとする者は、市営住宅同居承認申請書（様式第11号）に収入状況を証明する書類及び事実を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 4 条例第13条の規定により、引き続き市営住宅に居住することの承認を受けようとする者は、市営住宅入居承継承認申請書（様式第12号）に収入状況を証明する書類及び事実を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（収入超過者等に関する認定通知）

第11条 条例第30条第1項に規定する収入超過者に対する通知は収入超過者認定通知書（様式第13号）により、第30条第2項に規定する高額所得者に対する通知は、高額所得者認定通知書（様式第14号）によるものとする。

（明渡しの届出）

第12条 条例第38条に規定する市営住宅の明渡しの届出は、市営住宅明渡届（様式第15号）によるものとする。

（高額所得者に対する明渡通知等）

第13条 条例第33条第1項に規定する高額所得者に対する明渡通知は、市営住宅明渡通知書（高額所得者用）（様式第16号）によるものとする。

**2 条例第33条第4項に規定する明渡し期限の延長の申出は、市営住宅明渡期限延長申請書（様式第17号）によるものとする。この場合において、当該申請書には期限延長の理由を証明する書類を添付しなければならない。**

（建替事業による明渡通知）

第14条 条例第40条第1項に規定する建替事業による明渡通知は、市営住宅明渡通知書（建替事業用）（様式第18号）によるものとする。

（駐車場の使用料の額）

第15条 条例第44条第3項の規定により市長が定める使用料の額は、近傍同種の駐車場の使用料の額とする。

（住宅監理員等の身分証）

第16条 条例第46条第3項に規定する住宅監理員等の身分を示す証票は、住宅監理員証（様式第19

号)又は市営住宅指定検査員証(様式第20号)によるものとする。

(市単独住宅家賃の額)

第17条 条例第14条第4項に規定する家賃の額は、次の表のとおりとする。

名称	家賃の額(月額)
木島団地	2,800円
本町団地	13,900円
曙団地	6,800円
曙町厚生住宅	1,700円
弓町住宅	15,400円
須多峰住宅	15,000円
曙町住宅	10,000円
田町住宅	20,000円
金山住宅	20,000円
	22,000円
戸狩住宅	20,000円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 飯山市営住宅管理条例(平成9年飯山市条例第27号)による改正前の飯山市営住宅管理条例(昭和38年飯山市条例第10号)の規定に基づいて設置された市営住宅等については、平成10年3月31日までの間は、この規則による改正後の飯山市営住宅管理条例施行規則第5条から第7条まで、第10条、第11条、第13条から第15条まで及び第17条の規定は適用せず、この規則による改正前の飯山市営住宅管理条例施行規則第5条及び第8条から第9条の3までの規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成12年3月27日規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月22日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 3 月23日規則第 4 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

（飯山市曙町ハウス管理規則の廃止）

2 飯山市曙町ハウス管理規則（平成 9 年飯山市規則第 1 号）は、廃止する。

附 則（平成17年 9 月30日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月28日規則第 9 号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 6 月28日規則第14号）

この規則は、平成19年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年12月28日規則第20号）

この規則は、平成22年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月26日規則第 3 号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月25日規則第12号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（別表）（第 7 条関係）

**1 使用料の減免の基準**

区分	減免すべき場合	減免すべき額及び期間	
		減免額	減免期間
条例第17条 第1号の場合	生活保護法（昭和25年法律 第144号）に基づく保護を受 けているとき。	使用者の使用料の月額 から生活保護法による保 護の基準（昭和38年厚生 省告示第158号）別表第2 に規定する住宅扶助基準 額を差し引いた額の範囲	減免を受けることとな った月の属する同一会計 年度内（以下「同一会計 年度内」という。）で、 かつ、「減免すべき場合」 欄に掲げる状況の存在す

		内で市長が定める額	る期間
	生活保護法に基づく保護の基準以下の収入（市長が認める場合に限る。）となったとき。	市長が定める額	同上
条例第17条第2号の場合	条例第2条第5号に規定する収入から、使用者が直接疾病により支出した費用で市長が認める額を控除した額が生活保護法に基づく保護の基準以下の収入となったとき。	同上	同一会計年度内で市長が相当と認める期間
条例第17条第3号の場合	条例第2条第5号に規定する収入から災害により直接受けた損害額で、市長が認める額を控除した額が生活保護法に基づく保護の基準以下の収入となったとき。	同上	同上
条例第17条第4号の場合	市長が必要と認めるとき。	同上	同上

## 2 使用料の徴収猶予の基準

1に準ずる場合で徴収猶予すべきものと市長が認めるときにおいて、そのつど市長が定める期間

(様式第1号) (第2条関係)

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

年 月 日

飯山市長 殿

申込者氏名 ㊟

下記のとおり市営住宅へ入居を申し込みます。

この記載事項及び添付書類が事実と相違する場合は、入居の申し込みを無効とされても異議を申しません。

記

入居希望住宅		団地		構造		規模									
現住所		〒 ー										電話番号 ( ) ー			
勤務先		所在地名称 〒 ー										電話番号 ( ) ー			
	氏名	続柄	性別	生年月日	職業	所得額 円	扶 養 控 除 等								
							控配	扶養	老人	障害	特障	老年	寡婦 (夫)	特定	
名義人		本人					/	/	/					/	
入居しようとする者							/	/							
							/	/							
							/	/							
							/	/							
同居外扶養親族							/	/							
							/	/							
							/	/							
							/	/							
計	人	/	/	/	/										



(様式第2号) (第3条関係)

市 営 住 宅 入 居 許 可 証

飯山市指令第 号  
年 月 日

様

飯山市長 印

下記のとおり市営住宅の入居を許可する。

記

1 住 宅 名	
2 所 在 地	
3 入 居 可 能 日	
4 家 賃 額	
5 敷 金 額	
6 許 可 入 居 者 数	

ただし、許可を受けてから10日以内に次の手続きをとらない場合は、許可を取り消します。

- ・飯山市営住宅条例第11条第1項第1号に基づく請書の提出
- ・同条例第11条第1項第2号に基づく敷金の納付

(様式第3号) (第4条関係)

市 営 住 宅 入 居 請 書

年 月 日

飯山市長 殿

入居者本籍  
住 所

氏 名 ㊤

生年月日 年 月 日

電話番号

連帯保証人本籍  
住 所

氏 名 ㊤

生年月日 年 月 日

電話番号

連帯保証人本籍  
住 所

氏 名 ㊤

生年月日 年 月 日

電話番号

年 月 日付け飯山市指令第 号で下記市営住宅の入居を許可されました。ついては飯山市営住宅条例および同施行規則ならびにこれに基づく指示命令は固くまもりま

市に対して御迷惑をおかけしたときは、保証人連帯でいっさいの責任を負います。

記

住 宅 所 在 地	飯山市		番地	団 地 名	
住 宅 番 号	第 号	構造		建設年度	年度
家 賃	月額				円
敷 金					円

(様式第4号) (第5条関係)

市 営 住 宅 入 居 者 収 入 申 告 書

飯山市長 殿

前年中の所得状況等は下記のとおりです。

年 月 日

団 地 名	住 宅 番 号	種 類	入 居 名 義 人

氏 名	印
電 話	( ) —

報告日現在の入居者及び下記親族の前年中の収入状況等

氏 名	続 柄	生年月日	職 業	勤務先及び電話番号	所 得 額 (円)	扶 養 控 除 等								高 額
						控配	扶養	老人	障害	特障	老年	寡婦 (夫)	特定	
名義人				( ) —		/	/	/					/	/
同居者						/	/							
						/	/							
						/	/							
						/	/							
						/	/							
同居以外の扶養親族					/	/					/	/	/	/
					/	/					/	/	/	/
計														
<p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>1 市町村長の発行する世帯全員(中学生以下を除く)の所得証明書を添付してください。</p> <p>2 収入認定は前年の所得をもって行いますが、本年1月1日から収入申告をする日までに所得が減少する事実があった場合、事実を証明する書類を添付してください。</p> <p>3 裁量世帯に該当する場合は、該当する番号(1:身障者 2:戦傷病者 3:被爆者 4:引揚者 5:全員50歳以上等)を記入し、事実を証明する書類を添付してください。</p>												裁量世帯		
備考														

(様式第5号) (第6条関係)

市営住宅収入認定に対する意見申出書

年 月 日

飯山市長 殿

入居者氏名 ④

年 月 日付け 第 号で通知を受けた収入の認定に対して、下記のとおり意見があります。

記

住宅団地名		住宅番号	
意見内容			

(様式第6号) (第7条関係)

市営住宅家賃等(敷金)減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

飯山市長 殿

入居者住所

氏名 印

下記のとおり家賃等(敷金)の減免(徴収猶予)をしてください。

記

住宅所在地	飯山市			番地
団地名		住宅番号	第号	
入居許可年月日	年 月 日	1か月の家賃 ・(敷金)	円 (円)	世帯員数 人
減免(徴収猶予) を受けたい内容 (期間、金額)				
(徴収猶予)を 受けた後の 納入計画				
減免(徴収猶予) を受けたい理由				

添付書類 減免または徴収猶予を受けようとする理由を証する書類

(様式第7号) (第8条関係)

市営住宅(共同施設)滅失(き損)届

年 月 日

飯山市長 殿

届出者 住 所

氏 名 ㊟

下記のとおり市営住宅(共同施設)を滅失(き損)しました。

記

住 宅 所 在 地	飯山市 番地		
団 地 名		住 宅 番 号	第 号
共同施設の名称			
発 生 年 月 日 時	年 月 日 時 分		
滅失(き損)の 状 況 と 程 度			
滅失(き損)の 原 因			
そ の 他			

(様式第8号) (第9条関係)

市営住宅を使用しない届

年 月 日

飯山市長 殿

入居者 住 所

氏 名 ㊟

下記のとおり長期間不在となりますので、お届けいたします。

記

住 宅 所 在 地	飯山市 番地		
団 地 名		住 宅 番 号	第 号
不在となる期間	年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)		
滞 在 先			
不在となる理由			
不在中の管理 委 託 先			

(様式第9号) (第10条関係)

市営住宅一部用途変更承認申請書

年 月 日

飯山市長 殿

入居者 住 所

氏 名

Ⓜ

下記のとおり市営住宅の一部を用途変更したいので、承認してください。

記

住 宅 所 在 地	飯山市					番地
団 地 名				住 宅 番 号	第 号	
用 途 変 更 の 内 容		用 途 変 更 の 面 積		使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
用 途 変 更 を し よ う と す る 理 由						

(様式第10号) (第10条関係)

市営住宅模様替(増築)承認申請書

年 月 日

飯山市長 殿

入居者 住 所

氏 名 ㊟

下記のとおり模様替(増築)したいので、承認してください。

記

住 宅 所 在 地	飯山市			番 地
団 地 名		住 宅 番 号	第	号
模様替(増築) をしようとする 理 由				
模 様 替 ( 増 築 ) の 内 容	用 途	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	構造の概要			
	工 事 費	円	竣工予定日	年 月 日

添付書類 構造図(平面図、側面図、位置図)

(様式第11号) (第10条関係)  
市営住宅同居承認申請書

年 月 日

飯山市長 殿

入居者氏名 ㊟

下記のとおり市営住宅に同居させたいので承認してください。

記

住宅団地名					住宅番号								
	フリガナ 氏 名	続柄	生年月日	職業	所得額 (円)	扶 養 控 除 等							
						控配	扶養	老人	障害	特障	老年	寡婦 (夫)	特定
名義人		本人				/	/	/					/
現 入 居 者						/	/	/					
						/	/	/					
						/	/	/					
同居以 外の扶 養親族					/						/	/	
					/						/	/	
同 居 させよ うとす る 者													
計	人	/	/	/		人	人	人	人	人	人	人	人
同居させようとする者の住所													
同居させようとする理由													
同居期間		年 月 日から 年 月 日まで											

(様式第12号) (第10条関係)

市営住宅入居承継承認申請書

年 月 日

飯山市長 殿

フリガナ

申請者氏名

印

下記のとおり市営住宅の入居承継を承認してください。

記

住宅団地名						住宅番号							
現入居名義人氏名						申請者と現入居名義人との続柄							
申請者の勤務先	所在地(〒 ) フリガナ 名称					電話番号( ) —							
	氏名	申請者との続柄	生年月日	職業	所得額 (円)	扶 養 控 除 等							
						控配	扶養	老人	障害	特障	老年	寡婦(夫)	特定
申請者		本人				/	/	/					/
同居する親族						/	/						
						/	/						
						/	/						
同居以外の扶養親族						/					/	/	
						/					/	/	
計	人	/	/	/		人	人	人	人	人	人	人	人
入居承継する理由													

(様式第13号) (第11条関係)

収入超過者認定通知書

年 月 日

住 宅 番 号		

様

飯山市長

印

下記のとおり収入超過者として認定しました。

認定年月日	年 月 日
-------	-------

所得金額合計	控除金額合計	認定月額
	円	

続柄	収入該当者	所得金額
本人		円
		円
		円
		円
		円

基本家賃	割増料金	家賃月額	摘要開始年月
円	円	円	年 月

収入超過者は、飯山市営住宅条例第31条により、市営住宅の明渡しについて努力してください。

(様式第14号) (第11条関係)

高額所得者認定通知書

年 月 日

住 宅 番 号		

様

飯山市長



下記のとおり高額所得者として認定しました。

認定年月日	年 月 日
-------	-------

所得金額合計	控除金額合計	認定月額
	円	

続柄	収入該当者	所得金額
本人		円
		円
		円
		円
		円

基本家賃	割増料金	家賃月額	摘要開始年月
円	円	円	年 月

高額所得者は、飯山市営住宅条例第33条の規定により、市営住宅を明け渡さなければなりません。明渡しの請求があった日の翌日から起算して、6ヶ月を経過したら市営住宅を明け渡してください。

(様式第15号) (第12条関係)

市 営 住 宅 明 渡 届

年 月 日

飯山市長 殿

入居者 住 所

氏 名

Ⓜ

市営住宅を下記のとおり明渡します。

記

住 宅 所 在 地	飯山市			番地
団 地 名		住宅番号	第	号
住宅の明渡し 理 由				
住宅の明渡し 年 月 日	年 月 日			
移 転 先 住 所				
敷 金 還 付 先	金融機関名		口座番号	
備 考				

(様式第16号) (第13条関係)

市営住宅明渡通知書 (高額所得者用)

年 月 日

殿

飯山市長

印

年 月 日付け第 号をもって高額所得者である旨を通知しましたが、飯山市営住宅条例第 33 条第 1 項の規定により下記のとおり市営住宅の明渡しを請求します。

なお、明渡期限延長の事情がありましたら別添市営住宅明渡期限延長申請書により 30 日以内に申請してください。

記

住 宅 所 在 地			
団 地 名		住宅番号	
明 渡 請 求 日	年 月 日		
明 渡 期 日	年 月 日から 7 日以内		

市営住宅明渡期限延長申請書

年 月 日

飯山市長 殿

入居者 住 所  
氏 名 ㊦

年 月 日付けで明渡通知がありましたが、下記のとおり明渡しの期限を延長してください。

記

住 宅 所 在 地		団地名		住宅番号	第 号
延 長 期 限	年 月 日から 年 月 日まで				
期 限 延 長 の 理 由					

(注) 添付書類、期限を延長する理由を証明する書類

(様式第18号) (第14条関係)

市営住宅明渡通知書 (建替事業用)

年 月 日

殿

飯山市長

印

年 月 日付け第 号をもって市営住宅建替事業の通知をしましたが、飯山市営住宅条例第40条第1項の規定により下記のとおり市営住宅の明渡しを請求します。

なお、建替後の市営住宅は申請により使用することができます。

記

住 宅 所 在 地			
団 地 名		住宅番号	
明 渡 請 求 日	年 月 日		
明 渡 期 日	年 月 日から7日以内		

(様式第19号) (第16条関係)

(表)

第 号	契 印	
	住 宅 監 理 員 証	
写 真	契 印	
		職 氏名
		飯山市長
年 月 日発行		所属課所
		印

(裏)

- 1 本証は、市営住宅に立ち入ろうとする場合は、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期間は、発行の日から1年とする。

備考 寸法は、縦9センチメートル、横6センチメートルとする。

(様式第20号) (第16条関係)

(表)

第 号	契 印	
	市 営 住 宅 指 定 検 査 員 証	
写 真	契 印	
		職 氏名
		飯山市長
年 月 日発行		所属課所
		印

(裏面は、様式第19号の裏面に同じ。)